

高崎警察署協議会議事録

(令和6年度第3回定例会議)

開催日時	令和6年12月13日(金) 定例会議 午後3時32分から午後5時02分までの間		
開催場所	高崎警察署 大会議室		
出席者	委員 (定数15人)	徳島会長、滝澤委員、上井委員、黒田委員、有間委員 伊藤委員、水井委員、羽鳥委員、鈴木委員、金井委員 大澤委員、清水委員、朝比奈委員、渡辺委員	計14人
	警察	小菅署長、今井副署長、山口警務官、筑井会計官、 中根刑事生活安全官、藤井交通官、白石警務課長、 須賀地域課長、松本交通課長、岡本生活安全課長代理、 井上刑事第一課長代理、警務係長	計12人
	その他		
議 事 の 概 要			
1 挨拶概要 (1) 会長挨拶 年末の忙しい中、出席いただき感謝申し上げます。 前回の定例会議で警察側から自転車のマナーアップに関する諮問があった。 本会議で、諮問に対する委員の皆さんの意見を取りまとめ、答申としたいと考えているので、建設的な意見をいただきたい。 (2) 署長挨拶 公私ともに忙しい中、本会議に出席いただき感謝申し上げます。 前回会議で実施した諮問に対する答申をお願いしてあるところ、市民目線からの忌憚のない意見を頂戴し、今後の対策に活用したいと考えているので、よろしく願いしたい。 2 業務概況説明(説明者 署長) (1) 刑法犯認知、事件検挙状況 (2) 特殊詐欺・SNS型投資詐欺認知状況、被害防止活動、事件検挙状況 (3) 交通事故発生状況、交通事故防止啓発活動状況 (4) 110番通報受理状況 (5) その他警察活動 3 諮問に対する答申			

諮問「良好な自転車交通秩序の実現のための方策」についての委員からの意見、答申
(○～委員)

- 自動車からの自転車の見え方(死角など)や実際の交通事故がどのような時に起こるのかなど、具体的事例が分かる短時間の動画等を作成して周知させる。
子供に対して運転シミュレーターのような機械を使用し、事故の発生状況、予防法を学んだり、スタントマンを依頼し、交通事故を再現してもらい、事故の衝撃を実際目の前で見てもらってはどうか。
- 若年層は、新聞やテレビを見る機会が少ない傾向にあることから、SNS(県警エックスなど)による情報発信を拡大する。
- 自転車保険への加入を促進、啓発する。また、放置自転車対策として防犯登録番号の登録を奨励する。
- 幅員の狭い道路に自転車が通行する場所を表示する。
- 自転車に関する道路交通法改正のポイントを周知するための講習会の開催、特に高校生へのマナーアップ教育をより強化する。
- 通勤通学の際、駅から自転車を利用する人が多いことから、高崎駅が目立つ場所に注意喚起やマナー向上に関するポスターを掲示する。
- 高崎駅の改札前や駐輪場でティッシュやチラシ等を配布するなどした啓発活動を行う。さらに、高崎駅のコンコース内で自転車乗車時の注意喚起を促す放送を流したり、構内に設置してあるディスプレイに映像を映す
- ヘルメットを学校の近くになってから着用する学生が多いことから、駅の駐輪場付近でヘルメットの着用状況を調査し、実態を把握する。
- 違反行為に対して罰金を科すようにする。
- 通学路や自転車の交通量が多い箇所に、不定期に警察官が立って街頭指導する。
- 駅などの駐輪場に道路交通法改正を周知する看板等を設置する。
- 公民館等において、高齢者に対する自転車マナー指導講座を開催し、受講した人にステッカーを配付し、自転車に貼付してもらう。
- 見る人の心に届くインパクトのあるビデオなどを作成し、視覚に訴える教育を行ったり、全学校で自転車のルールを学んでもらう機会を設ける。(スタントマンによる事故の再現を行うなど)
- 自動車側からの視点や自動車の交通ルールを学ぶ機会があると良いと思う。
- 自転車専用レーンを学校付近に多く設置する。

4 委員からの事前質問に対する回答説明(○～委員、●～交通官)

- 高崎駅北西の弓町信号交差点から北上し、大栄高崎卸売青果市場に至る通りは、車道、歩道ともに狭く、自転車がどこを通行して良いのかわかりにくい。実際、歩道を通行する自転車と車道の白線の内側を通行する自転車がそれぞれあり、車道を通行する自転車があると幅員が狭く車が追い越しできないので渋滞が発生している。〔質問〕
- 同通りについては、西側にのみ歩道が設置されているが、この歩道は狭いため自転車歩道通行可の規制はなされていないことから、自転車は車道の左側に寄って通行することになる。しかし、車道の幅員が狭く、追い越しをしようとする自動車などとの接触事故の危険がある場合は、歩道上を走行することができるが、この場合、自転車は歩道の中央から車道寄りの部分を通行し、すぐに止まれる速度(徐行)で進行しなければならない。さらに、歩行者が立ち止まったり、避けなければならない場合は、一時停止をしなければならない。高崎の街中の道路は、特に幅員が狭く、車道上を自転車と自動車が混在して走行しているので、自動車を運転する際は、自転車の不意な横断等に気を付けて運転していただきたい。〔回答〕

- 旧17号線の貝沢町方面の狭い道路に自転車専用レーンがあるが、車道との境界がないため、同所を自動車で通行する際、自転車と接触しそうになりヒヤットする場面が多くあるという話を聞いたことがある。何か改善策はあるか。〔質問〕
- 同所は、主要地方道前橋高崎線の新前橋街道踏切から貝沢町信号交差点方面に向かう道路だと思われる。同道路には、西側にのみ自転車歩道通行可の歩道が設置されていて、縁石によって歩道と車道の区分がなされているが、店舗や民家の出入口、交差点には縁石は設置されていない。したがって同所を改善するとなると、全区間に縁石を設置することが望ましいが、近隣住民等の利便性を考慮すると困難であると認める。よって、自動車を運転し、自転車の側方を通過する際には、自転車の動静を注視していただき、十分な距離間隔を保って通過していただきたい。〔回答〕

5 備考

次回の定例会議を、令和7年2月21日（金）に開催する予定とした。